

杉並区地域エネルギービジョン懇談会設置要綱

平成24年8月1日
杉並第20026号

(設置)

第1条 杉並区における地域エネルギー政策に関する基本指針を定める杉並区地域エネルギービジョン(以下「エネルギービジョン」という。)の検討にあたり、専門的立場からの助言や意見等を聴取するため、杉並区地域エネルギービジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区によるエネルギービジョンの検討過程において、意見を述べること。
- (2) その他、エネルギービジョンの策定にあたり必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員14名程度を持って構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民の代表
- (3) 区内事業者の代表
- (4) エネルギー関連団体の代表者
- (5) エネルギー事業者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定によるエネルギービジョンの策定が終了したときまでとする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集し、会議を総括する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 会議は原則公開とする。ただし、座長が公開することが適当でないと認める場合は非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、エネルギービジョンの策定をもって廃止する。